

自転車乗用環境実態調査

平成28年11月

- 調査名称 自転車乗用環境実態調査
- 調査日時 ①平成28年10月7日(金) 14:00～16:30
②平成28年10月31日(金) 14:00～16:30
- 調査場所 ①東中野駅東口から半径 2km (早稲田通り・山手通り及び他周辺道路)
②東中野駅西口から半径 2km (大久保通り・山手通り及び他周辺道路)
- 調査内容
- ・駐輪状況(放置含む)
 - ・自転車レーンの確認
 - ・危険箇所の選定(交差点等)
 - ・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)
 - ・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等
 - ・その他

① 東中野東口(落合駅を含む)周辺

今回、調査した東中野駅東口周辺は、中野区及び新宿区に存在していた。

同区域内は、放置自転車禁止指定区域(東中野駅及び落合駅周辺)と指定区域外が存在していた。

禁止指定区域内等では、徹底した各種の禁止表示等(12 パターン)を施していたが、東中野駅周辺区域内には、10 台の放置自転車が存在していた。

また、落合駅周辺区域内には、40 台前後の放置自転車が存在していた。

一方、両駅の指定区域外には、100 台前後の放置自転車が存在していた。

上記合算で 150 台前後の放置自転車が存在していた。

東中野駅周辺には、2 カ所の自転車駐車施設(①東中野駅自転車駐車場/中野区が設置し、指定管理業者であるエクレ(株)が平成 28 年 8 月から運営・②落合駅自転車等整理区画/中野区が設置し、指定管理業者であるシルバー人材センターが運営)が設置されていた。

因みに平成 28 年 7 月までは、(株)カスタムが運営していた。

① の東中野駅自転車駐車場の定期利用料金は、1 ヶ月間 1600 円、3 ヶ月間 4200 円である。

なお、中野区営の自転車駐車施設には、特に学生料金の設定をしていない。

一方、一日利用料金は、100 円である。

利用時間は、午前 4 時 30 分から深夜 1 時 30 分である。

なお、同駐車場の定期利用には、駐車場から原則 500m以上離れていることが要件となっている。

同駐車場収容台数は、930 台(平成 28 年 10 月現在の利用者数は、定期利用 616 台/一日利用 176 台)である。

② の落合駅自転車等整理区画の利用料金は、1 年間 7200 円の登録料金が必要となる。

なお、通勤・通学に利用する人が利用対象者となっている。

利用時間は、午前 6 時 30 分から午後 6 時である。

一方、一日利用料金は、100 円である。(利用制限なし)

利用時間は、24 時間である。

同整理区画の収容台数は、160 台(平成 28 年 10 月現在の利用者数は、登録利用 140 台/一日利用 20 台)である。

さらに、落合駅周辺には、5カ所の路上自転車等駐輪場(①路上 1/②路上 2/③路上 3/④路上 4/⑤路上 5・新宿区が設置・管理[シルバー人材センター及び民間委託による自転車整理指導員にて運営]されていた。

駐輪場の各収容台数は、(①11台/②29台/③16台/④12台/⑤43台[一日利用14台を含む])であり、5カ所の合計収容台数は、111台であった。

利用料金は、1ヶ月間 600円(学生は、500円)、3ヶ月間 1700円(学生は、1400円)、6ヶ月間 3400円(学生は、2800円)、12ヶ月間 6800円(学生は、5600円)である。

一方、一日利用料金は、100円である。

利用時間は、24時間である。

なお、登録しないで利用すると不適正利用扱いとなり、撤去される場合がある。

落合駅周辺で自転車駐車施設の設置者が異なるのは、早稲田通りが道路中央にて分離(東中野駅側/中野区・落合駅側/新宿区)されているためである。

また、一部の民間施設の入口に支障が生ずるため、駐輪禁止を呼び掛ける表示が施されていた。

現在、各区域内の放置自転車禁止指定区域では、定期的に自転車の撤去(中野区の自転車条例第24条等/新宿区の自転車条例第11条等により)を行っている。

* 区内の撤去状況

- ① 保管場所:東中野保管所(東中野駅周辺対象/収容台数は、590台)にて保管期間は、1ヶ月間/返却料 5000円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1ヶ月間)を経過して処分される自転車は、250~300台である。

- ②保管場所:西新宿保管所(落合駅周辺対象/収容台数は、1100台)にて保管期間は、1ヶ月間/返却料 3000円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1ヶ月間)を経過して処分される自転車は、200~300台である。

②東中野駅西口周辺

今回、調査した東中野駅西口周辺は、中野区に存在していた。

同区域内は、放置自転車禁止指定区域と指定区域外が存在していた。

禁止指定区域内等では、徹底した各種の禁止表示等(14 パターン)を施していたが、同区域内には、1 台の放置自転車が存在していた。

一方、指定区域外には、150 台前後の放置自転車が存在していた。

なお、駅西口周辺には、自転車駐車施設は、1 か所も存在していない。

そのため自転車利用者は、東口の自転車駐車施設を利用することとなる。

また、一部の民間施設の入口に支障が生ずるため、駐輪禁止を呼び掛ける表示が施されていた。

なお、自転車通行帯上(山手通り)の一部の区間では、歩行者優先(歩道と交錯するため)の表示がされていた。

さらに同通行帯は、急坂上の部分もあるため自転車利用者に対して減速を促す表示が施されていた。

なお、私立学園前付近の狭い歩道にも歩行者優先の表示がされていた。

現在、区域内の放置自転車禁止指定区域では、定期的に自転車の撤去(自転車条例第 24 条等により)を行っている。

* 区内の撤去状況

① 保管場所:東中野保管所(東中野駅周辺対象/収容台数は、590 台)にて保管期間は、1 ヶ月間/返却料 5000 円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1 ヶ月間)を経過して処分される自転車は、250~300 台である。

[総合]

駅の東西によって放置車や自転車駐車施設が存在しているのは、共通であった。

現在、放置自転車禁止区域内には、相応の放置車がある状況の中、各役所(中野区/都市基盤部自転車対策担当)・(新宿区/みどり土木部交通対策課)では、各種の禁止表示等により放置車を減少させるべく努力により、増大する放置車に対処している。

① 東中野駅東口周辺



表示①A/放置自転車禁止区域(東中野駅)



同左拡大



表示①B/放置自転車禁止区域(落合駅)



同左拡大



表示②/放置自転車禁止表示(歩道上/中野区)



同左拡大



表示③/駐輪禁止コーン



同左拡大



表示④/区立自転車駐車場の案内紙



同左拡大



同反対側



表示⑤/歩道橋下の放置自転車



表示⑥/盗難多発警告板



同左拡大



表示⑦/減速表示(歩道上)



同左拡大



表示⑧/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑨/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑩/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑪/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑫/自転車マナー表示板



同左拡大

放置自転車



山手通り(A)



山手通り(B)



山手通り(C)



山手通り(D)



早稲田通り(E)



早稲田通り(F)



早稲田通り(G)



早稲田通り(H)



早稲田通り(I)



早稲田通り(J)



早稲田通り(K)



早稲田通り(L)



早稲田通り(M)



早稲田通り(N)



早稲田通り(O)



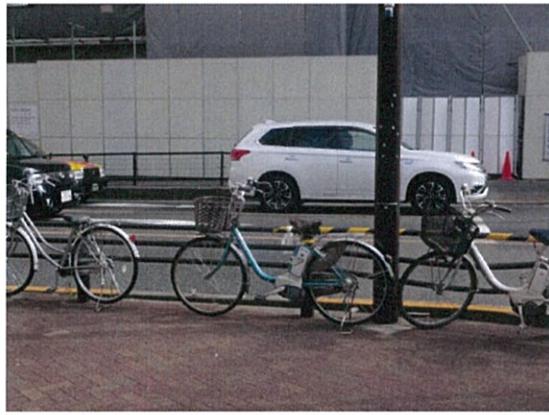
山手通り(P)



山手通り(Q)



山手通り(R)



早稲田通り(S)



早稲田通り(T)



早稲田通り(U)



早稲田通り(V)



早稲田通り(W)



山手通り(X)

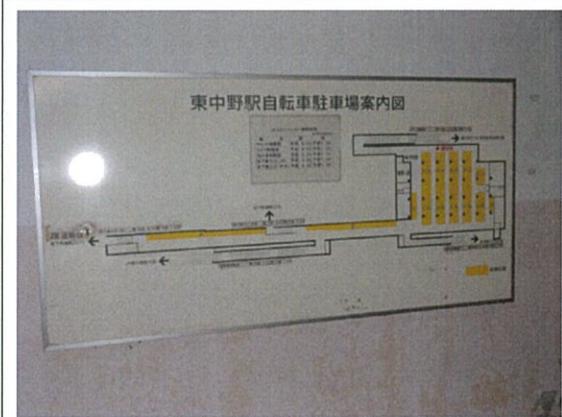
自転車駐車場



東中野駅自転車駐車場



同左拡大



構内案内図

利用料金表

単位：円

車種	定期		一時利用
	1ヶ月	3ヶ月	同日利用の都度
自転車	1,600	4,200	100

*登録料免除制度があります。管理人にお尋ねください。

利用料金表



駐輪状況(定期エリア)



同左拡大



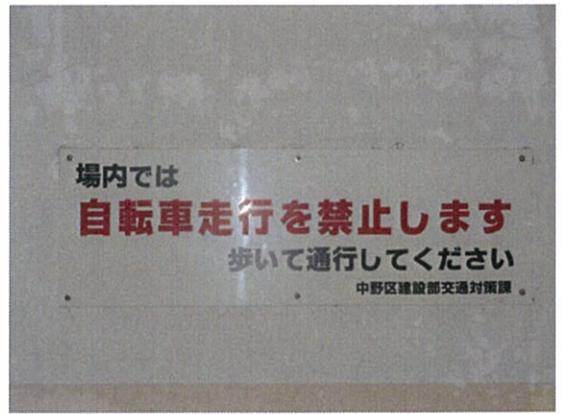
駐輪状況(一日利用エリア)①



駐輪状況(一日利用エリア)②



走行禁止/放置車撤去板



同左拡大(走行禁止)



同上拡大(放置車撤去)



下車促進板



落合駅自転車等整理区画(登録利用/1日利用)



同左拡大



場内入口



登録車側拡大



1 日利用側拡大



親子車専用エリア



同左拡大



落合駅自転車等整理区画(登録専用)



同左拡大



駐輪状況



落合駅路上自転車等駐輪場①



同左拡大



落合駅路上自転車等駐輪場②



同左拡大



落合駅路上自転車等駐輪場③



同左拡大



落合駅路上自転車等駐輪場④



同左拡大



落合駅路上自転車等駐輪場⑤



同左拡大

② 東中野駅西口周辺

<p>表示①/放置自転車禁止区域</p>	<p>同左拡大</p>
<p>表示②/放置自転車禁止撤去表示</p>	<p>同左拡大</p>
<p>表示③/放置自転車禁止警告板</p>	



表示④/放置自転車禁止表示(文書)表面



同左拡大



表示⑤/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑥/減速表示(歩道上)



同左拡大



表示⑦/減速表示(反対側歩道上)



同左拡大



表示⑧/自転車マナー表示板(自転車通行带上)



同左拡大



表示⑨/自転車マナー表示板



同左拡大



表示⑩/自転車マナー表示板



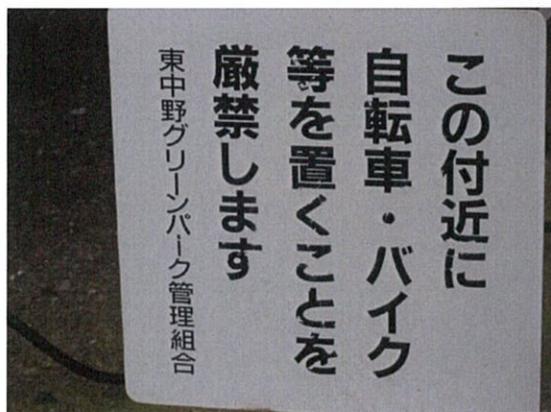
同左拡大



表示⑪/自転車通行帯



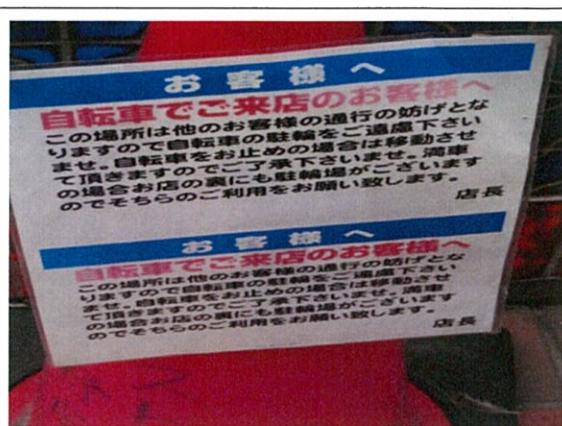
表示⑫/駐輪禁止表示(民間)



同左拡大



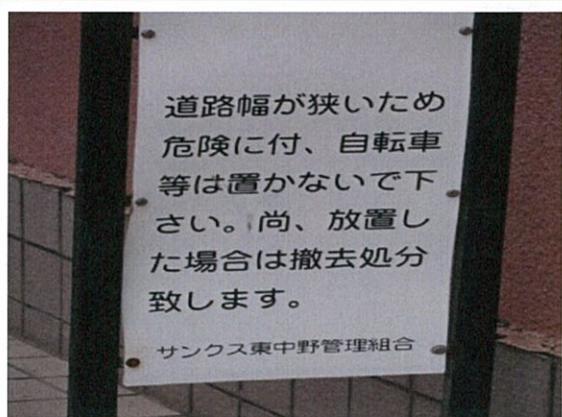
表示⑬/駐輪禁止表示(民間)



同左拡大



表示⑭/駐輪禁止表示(民間)



同左拡大

放置自転車



山手通り(a)



山手通り(b)



山手通り(c)



山手通り(d)



山手通り(e)



大久保通り(f)



大久保通り(g)



大久保通り(h)



大久保通り(i)



大久保通り(j)



大久保通り(k)



大久保通り(l)



大久保通り(m)



大久保通り(n)



大久保通り(o)



大久保通り(p)



大久保通り(q)



山手通り(r)



山手通り(s)



山手通り(t)



山手通り(U)